

第3章 盲学校におけるセンター的機能に関する実態調査

1. 調査の背景

従前の盲・聾・養護学校の制度から、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校制度への転換が図れてから、4年近くが経過している。

この間、各特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うための体制作りや、関係機関等との連携などの取組が進められている。また、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実が図られてきている。

この特別支援学校のセンター的機能については、平成21年3月に告示された学習指導要領にも明記されている。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、「小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。」と示され、これは特別支援学校幼稚部教育要領と特別支援学校高等部学習指導要領においても同様である。

各地域における特別支援教育のセンターとしての機能については、全国の各盲学校においても、それぞれの設置状況等に応じて、巡回相談や訪問指導、視覚障害教育についての理解啓発活動など、様々な形で地域支援が行われていることが報告されている。

一方、第1章で述べたように、小・中学校の弱視特別支援学級においては必ずしも十分な指導が行われているとは言えない状況があったり、小・中学校等の通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒等への支援が適切に行われているかの状況把握が必ずしも十分にはできていないことも推察される。

今後、我が国においてもインクルーシブ教育が推進され、小・中学校等の通常の学級に在籍する視覚障害のある児童生徒等の在籍者数が増加することが予測される中で、盲学校が如何にしてこれらの児童生徒等を支援していくことができるのかが、今後の盲学校の在り方を左右する大きな鍵を握っていると言えるかもしれない。

これらのことを踏まえると、各盲学校においてどのようにセンター的機能が発揮され、上述した弱視特別支援学級を含め、小・中学校に在籍している児童生徒等にどのような支援が行われているか把握するとともに、その課題を整理し、解決方策等を明らかとすること、また、センター的機能について様々な形で工夫を行っている他の盲学校の実践のノウハウをを共有することは有意義なことであると考えられる。

2. 調査の目的及び方法等

(1) 目的

本調査の目的は、各盲学校におけるセンター的機能について、各盲学校における状況

等を調査することにより、全般的な傾向や課題等を明らかとすることにある。

(2) 調査対象

盲学校 70校（2分校を含む）

(3) 調査期間

平成22年12月～平成23年1月

(4) 調査方法

センター的機能に関する実態調査票を郵送し、当研究所への返信により回収を行った。また、一部の学校においては、調査票のデータファイルを電子メールで郵送し、記入されたファイルを返信する方法で回収を行った。

(5) 調査内容

調査内容は以下に示す通りである。

学校基本情報等

学校名、回答者名、回答者の職名、回答者の所属部署

I 地域支援に係る事業について

事業の有無、名称

II 地域支援に伴う予算措置について

①予算措置の有無

②予算の出所

III 通級指導教室の設置について

①設置の有無

②加配教員の人数

③担当教員の人数

④児童生徒数と延べ指導時数

⑤巡回指導を行っている場合の人数と延べ指導時数

IV 支援を行っている障害種

①障害種別の人数、回数

②視覚障害のある児童生徒等の発達段階と人数、回数

③視覚障害のある小中学生の属性と人数、回数

④視覚障害のある児童生徒等への支援内容と人数、回数

V 当該都道府県内（管轄地域内）の視覚障害のある児童生徒等の把握

①把握の有無

②視覚障害のある児童生徒数を把握する方法

③把握を困難にしている要因

VI 自校のセンター的機能に関する特徴的な取組

VII センター的機能の充実に向けての課題

3. 調査結果及び考察

(1) 回収率

盲学校70校（分校2校を含む）全てから回答を得た。

回収率：100%

(2) 「特別支援学校（視覚障害）におけるセンター的機能の充実にに関する調査」の結果と考察

①地域支援に係る事業について

全70校中、70%にあたる49校が地域支援に関する「事業がある」と回答している。「事業がない」と回答したのは21校であった。ただし、「事業がある」と回答した中には、「〇〇盲学校教育相談会」といった、学校独自の取組を事業名として回答した学校も含まれている。

また、事業がないと回答した学校については、回答要領で事業対象として明らかに視覚障害のある児童生徒等が含まれていないと判断した場合については記入する必要がない旨を付け加えていたために、特別支援教育全体としての事業としては実施しているが、その対象者の中に視覚障害のある児童生徒等が含まれているかどうかの判断がつきにくい場合があったかもしれない。

特別支援教育の推進に伴う地域支援活動に関する各都道府県教育委員会、及び各市町村教育委員会の問題意識を考えると、実際には支援対象者として視覚障害のある児童生徒等が含まれている何らかの事業が行われていると推察される。

全般的な事業名としては、各都道府県が事業主体となって実施している「特別支援教育推進事業」、「発達障害者等指導支援事業」に類する事業名が多かった。図3-1として、地域支援に関する事業についてを示す。

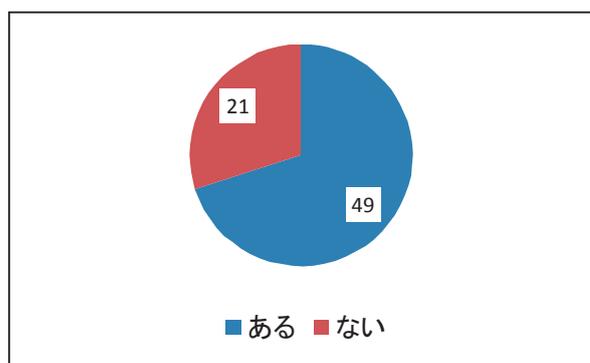


図3-1 地域支援に関する事業（学校数）

全般的な事業名としては、各都道府県が事業主体となって実施している「特別支援教育推進事業」、「発達障害者等指導支援事業」に類する事業名が多かった。図3-1として、地域支援に関する事業についてを示す。

②地域支援に関わる予算措置について

①とも関連が深いですが、地域支援に関する予算措置については、全体の80%にあたる56校が「地域支援に関する予算措置がある」と回答している。

また、地域支援に関する予算の出所については、「県費」の割合が最も高く、全体の約73%にあたる51校が回答している。このことから、地域支援に関する事業主体の多くが、都道府県単位で実施されていることが伺える。

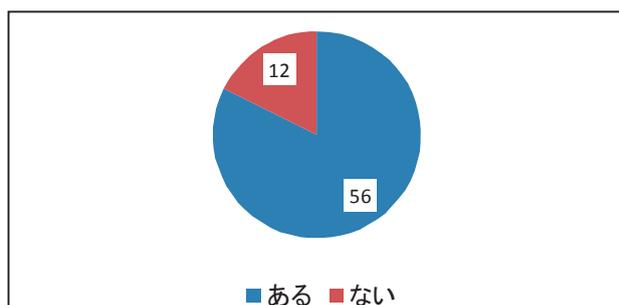


図3-2 地域支援に関する予算措置（学校数）

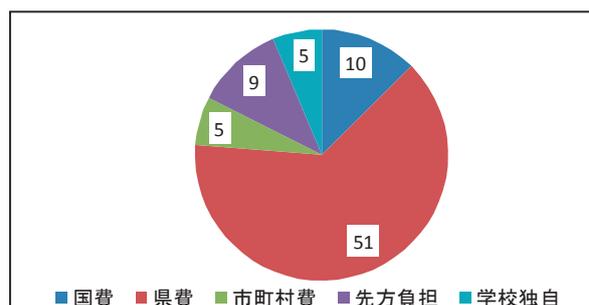


図3-3 地域支援に関する予算措置（学校数）

以下、「国費」（10校）、「先方負担」（9校）と続き、「学校独自」と回答した学校が5校あった。「学校独自」と回答した学校の予算の捻出方法は、後援会費やPTA関係費であった。図3-2として、「地域支援に関わる予算措置」を、図3-3として、「地域支援に関わる予算の出所」をそれぞれ示す。

③通級指導教室の設置状況

図3-4に示したように、通級指導教室の設置については「設置している」と回答した学校は全体の約11%にあたる8校に留まった。

通級指導教室については、早期からの教育相談等に対応するという意味でも、その設置が望まれるところである。

このように設置率が低い値に留まっている最も大きな原因は、多くの場合、いわゆる通級加配の予算措置が講じられていないことが挙げられる。

これを裏付けるかのように、通級指導教室を設置していると回答した8校の中で通級指導のための加配教員を配置しているのは、わずかに1校に留まっている。

また、通級指導に携わっている教師の人数は平均で3.4人、指導している児童生徒数の平均は4.7人となっている。指導時数の平均は118時間となっているが、個別に指導時数を見てみると、8時間から250時間と非常に幅が広く、実施状況はかなり異なっていることが伺える。

また、これらの中で6名の児童生徒が巡回による指導を受けており、平均の指導時数は7.6時間であった。

なお、巡回による指導は、後述する「特徴的な取組」として最も多くの学校で挙げられている項目であった。このことから、制度上の通級指導指導教室は設置していないものの、各校が工夫して巡回指導等を実施している現状が伺える結果となった。

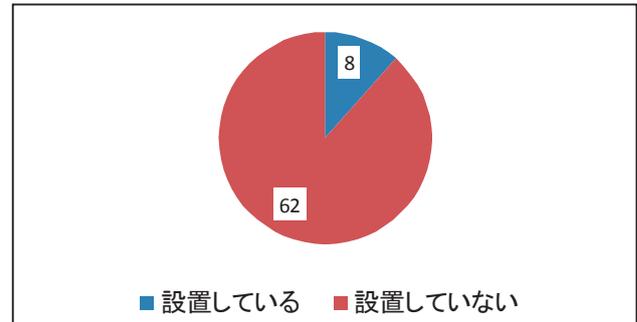


図3-4 通級指導教室の設置状況（学校数）

④支援を行っている障害種

地域支援として小中学校や他の障害種の特別支援学校に在籍している障害のある児童生徒等への支援について、図3-5として示す。

当然のことながら「視覚障害」が最も多く、69校で視覚障害のある児童生徒等への支援を行っている。結果が100%とならなかったのは、地域支援そのものを実施していないと回答した学校が1校あったためである。視覚障害の次に多かったのは「重複障害」で73%にあたる51校が支援していると回答している。

これに続くのが「発達障害」で全体の約半数にあたる34で実施されていることが分かった。このことは、視覚障害教育の専門性を生かしながら、書字障害や読字障害を伴う発達障害のある児童生徒等への支援を行っている状況を示していると言える。図3-5として、「支

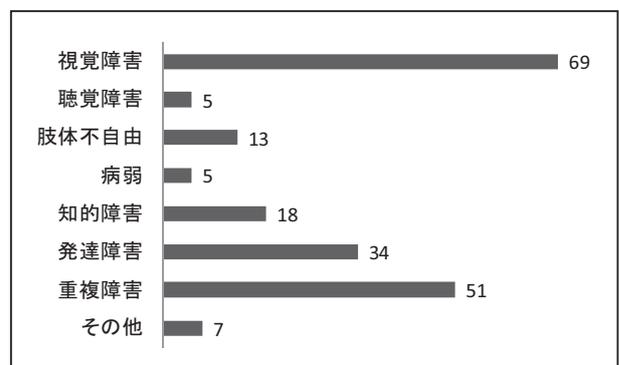


図3-5 支援を行っている障害種（学校数）

援を行っている障害種」を示す。

次に、実際に支援を行っている障害種別の実施人数であるが、図3-6に示したように、全ての盲学校において年間に指導・支援を行っている児童生徒等の人数は2,029人という結果となった。

この中には乳幼児や大学生、成人も含まれてはいるが、これは文部科学省が平成21年度に調査した全国の小学校、中学校、高等学校、中等学校、そして他の特別支援学校に在籍する弱視児童生徒（点字教科書を使用している児童生徒も含む。）児童生徒数3,534人の約57%にあたる数値である。この割合をどのように捉えるかは議論の分かれるところである。つまり、全国の小中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒の半数以上に支援を行っているか、半数しか支援を行っていないと解釈するかである。

図3-7は支援を行っている障害種の組み合わせである。最も多くの盲学校で支援を行っている障害種の組み合わせは視覚障害・重複障害で全体の約30%にあたる22校で実施されている。次に多かったのは視覚障害・重複障害・発達障害の3つの障害種の相談に対応している学校で、全体の約16%にあたる11校であった。地域支援として視覚障害にだけ対応しているのは11校であった。これら以外の約37%の学校はそれぞれ、視覚障害以外の幾つかの障害種に対応していて、全ての障害種に対応している学校も1校あった。

⑤ 1校あたりの視覚障害のある児童生徒等への支援人数の分布

図3-8は年間の各盲学校において実施されている視覚障害のある幼児児童生徒等への支援人数の分布を示したグラフである。これを見ると、「11人～20人」という学校が最も多く、全体の約30%にあたる20校となっている。次に「1人～10人」と「21人～30人」が9校（約13%）が同数で続いている。また、全体の70%にあたる49校は、年間の支援者数が50人以下となっている。一方で60人以上、あるいは100人以上の支援を行っている学校もあり、二極化している状況が伺える。

⑤ 支援対象者（視覚障害）の年齢段階

図3-9は各学校が支援を行っている視覚障害のある支援対象者の各年齢段階の校数を表したグラフである。乳幼児から中学生までは大多数の学校で支援を行っていることが分

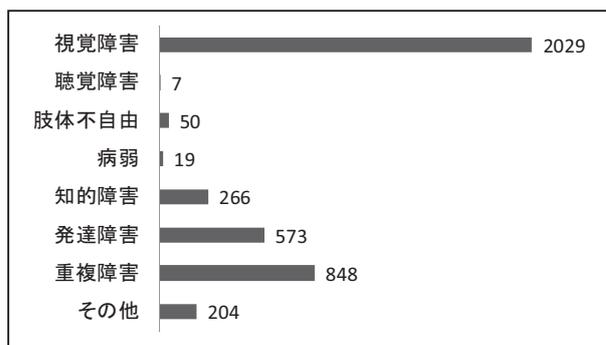


図3-6 障害種別の支援人数

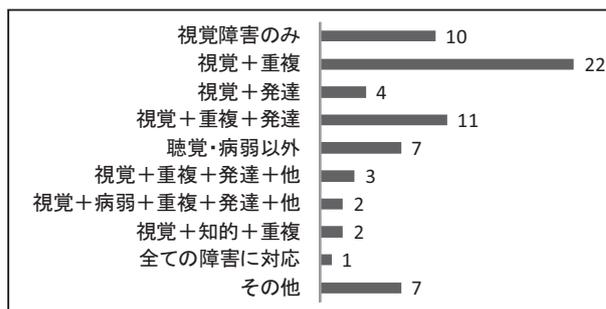


図3-7 支援を行っている障害種の組合せ

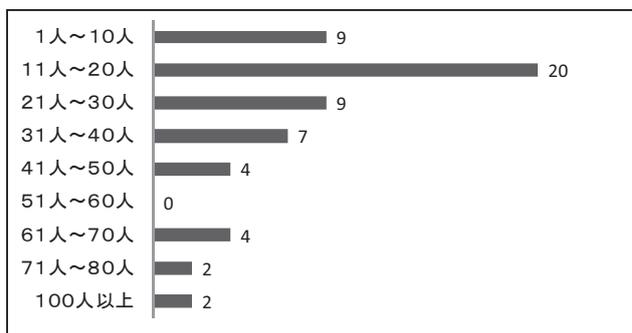


図3-8 1校あたりの支援対象者の人数

かる。高校生への対応は50%、35校で行われている。しかし、大学生への支援はわずかに4校に留まっている。

また、視覚障害のある成人への支援も半数近くの学校で実施されている。

⑥各年齢段階別の支援者数

視覚障害者のある支援対象者の各年齢段階別の人数を示したのが図3-10である。最も多くの支援を受けているのが小学校段階で、次に成人が多くなっている。しかし、乳幼児と幼稚園児の数を足すと小学生段階の数より多くなることから、各学校において早期支援に対する意識の高さが表れている結果と言えるかもしれない。また、小学生に比べて中学生の数が極端に少なくなっていることが分かる。

この結果は、中学校段階では支援の必要性が少ないことの表れなのか、あるいは支援の必要性があるが、それが顕在化しないのかのどちらを示しているかは定かではない。

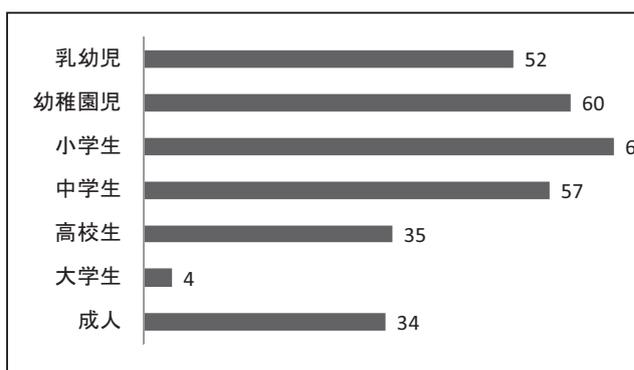


図3-9 支援対象者（視覚障害）の年齢段階

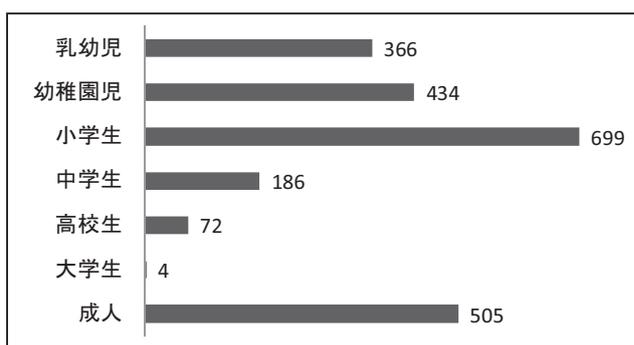


図3-10 年齢段階別の支援対象者数（視覚障害）

⑦支援を行っている小・中学生の属性

本調査の目的の一つは各盲学校が弱視特別支援学級を含め、小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒への支援の状況を把握することにあつた。それは、第1章でも述べたように、過去の調査結果から、弱視特別支援学級や通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒への指導・支援が必ずしも十分に行われているとは言えない状況があることが推察されたためである。

図3-11は各学校が支援をしている小・中学生の属性を示したものである。弱視通級指導教室はそれほど多く設置されてはいないことから、支援を行っている盲学校の数も少ないが、小・中学校の通常の学級については、40校以上の盲学校が支援していることが分かる。しかし、中学校の弱視学級への支援は17校（24%）に留まっている。

また、実際に支援を行っている小・中学校の児童生徒数は、図3-12に示したとおり、小

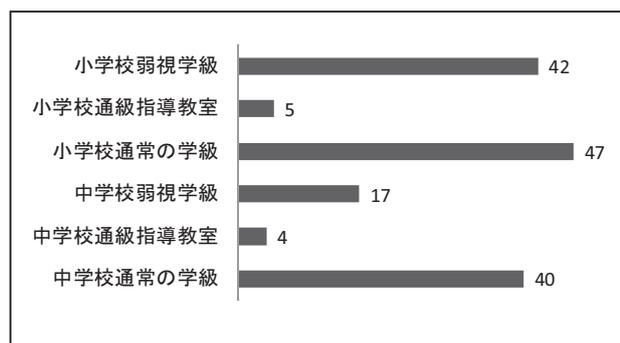


図3-11 小中学生（視覚障害）の属性（校数）

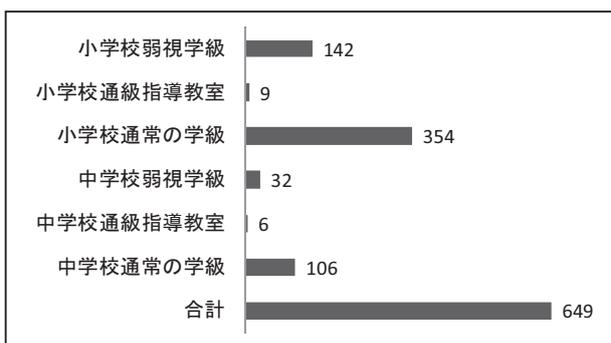


図3-12 支援を行っている小中学生の人数

学校の通常の学級への支援が最も多く、354人となっている。小学生への支援については、弱視特別支援学級の児童よりも通常の学級に在籍している児童への支援が2倍以上の値となっている。小学校弱視特別支援学級の支援者数142人という値は、平成21年度に小学校弱視特別支援学級に在籍している271人の約52%にあたる数値である。同様に、中学校弱視学級の32人という値は、全在籍生徒88人の36%にあたる数値である。

図3-13は視覚障害のある小・中学生への支援回数を示したグラフである。ここで特徴的なのは、小学校の通常の学級に在籍している児童への支援回数が2,076回と突出して多くなっていることである。この値は実施回数の合計3,506回の約60%にあたる数値である。

この結果から、おしなべて弱視特別支援学級の在籍児童生徒よりも、通常の学級に在籍している児童生徒への支援回数が多くなっていることが分かる。

また、支援を行う盲学校側の意識として、弱視特別支援学級への支援については、専任の担当者がついていることで、支援を求められる場合を除いては、積極的に支援を行おうとする意識が希薄になっているのかもしれない。

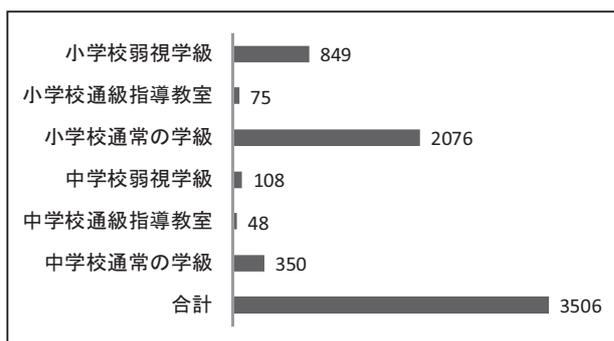


図3-13 小・中学生（視覚障害）の支援人数

⑧支援対象者（視覚障害）への支援内容と支援内容ごとの人数・平均実施回数

視覚障害のある幼児児童生徒等への支援内容を校数別にみていくと、全ての項目が比較的まんべんなく選択されている。その中で「乳幼児の発達支援」、「視覚補助具の使用訓練」、「就学・進路相談」の3項目については、約74%以上の学校で実施されている。比較的に実施している学校が少なかった項目は、「点字の初期指導」、「歩行指導」、「触察指導」

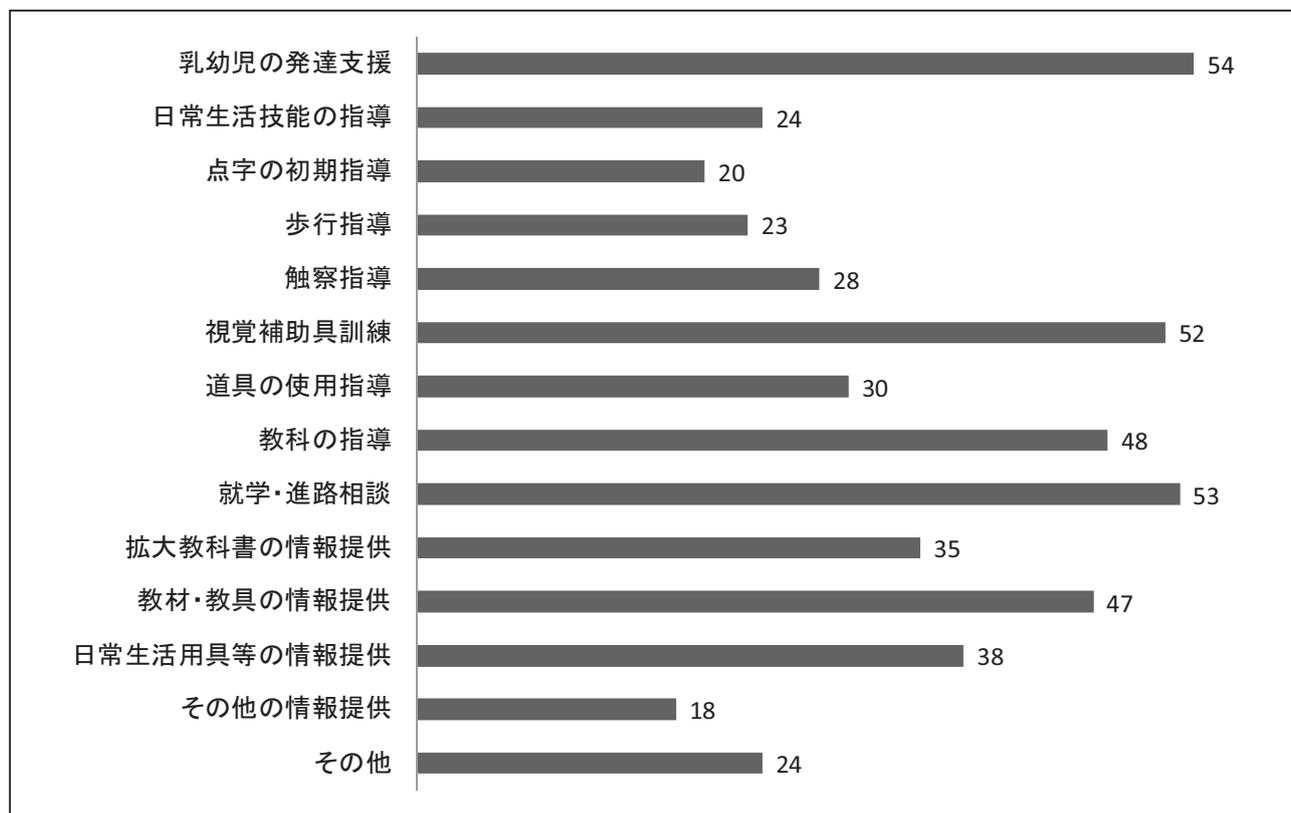


図3-14 視覚障害のある児童生徒等への支援内容（校数）

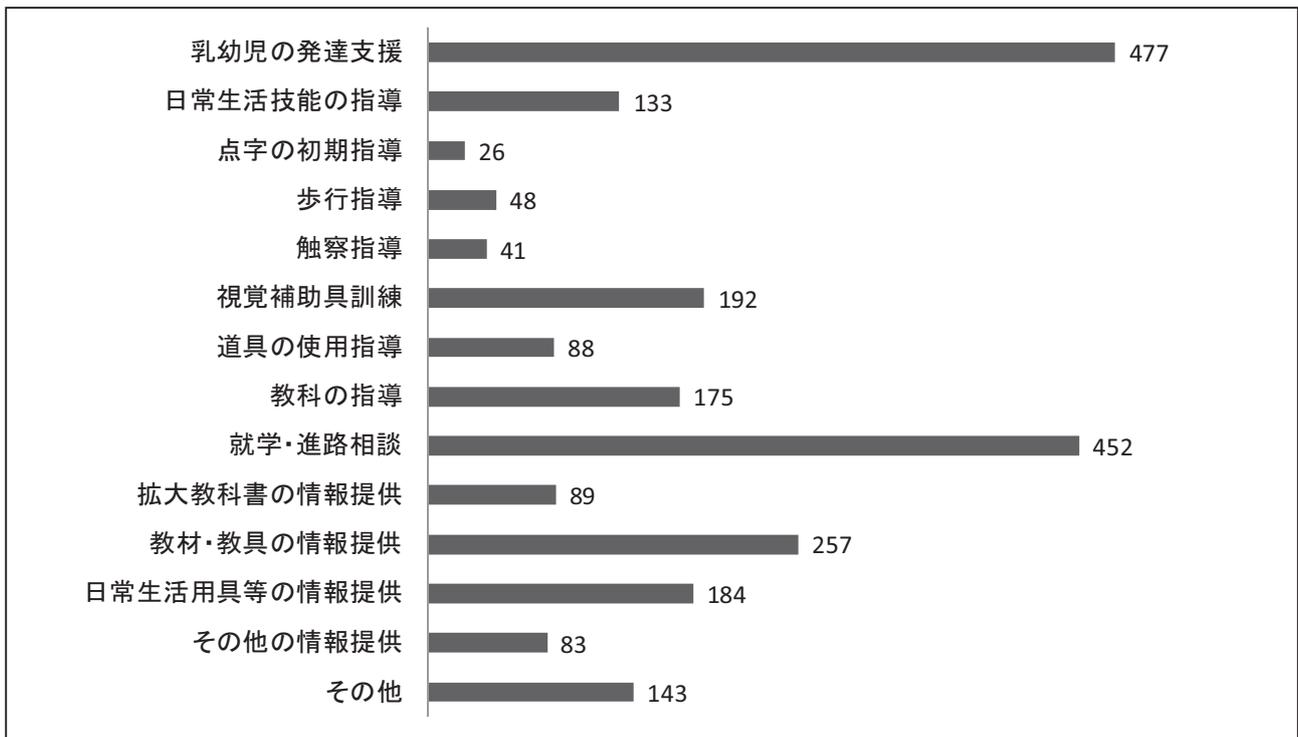


図3-15 視覚障害のある児童生徒等への支援内容ごとの実施人数

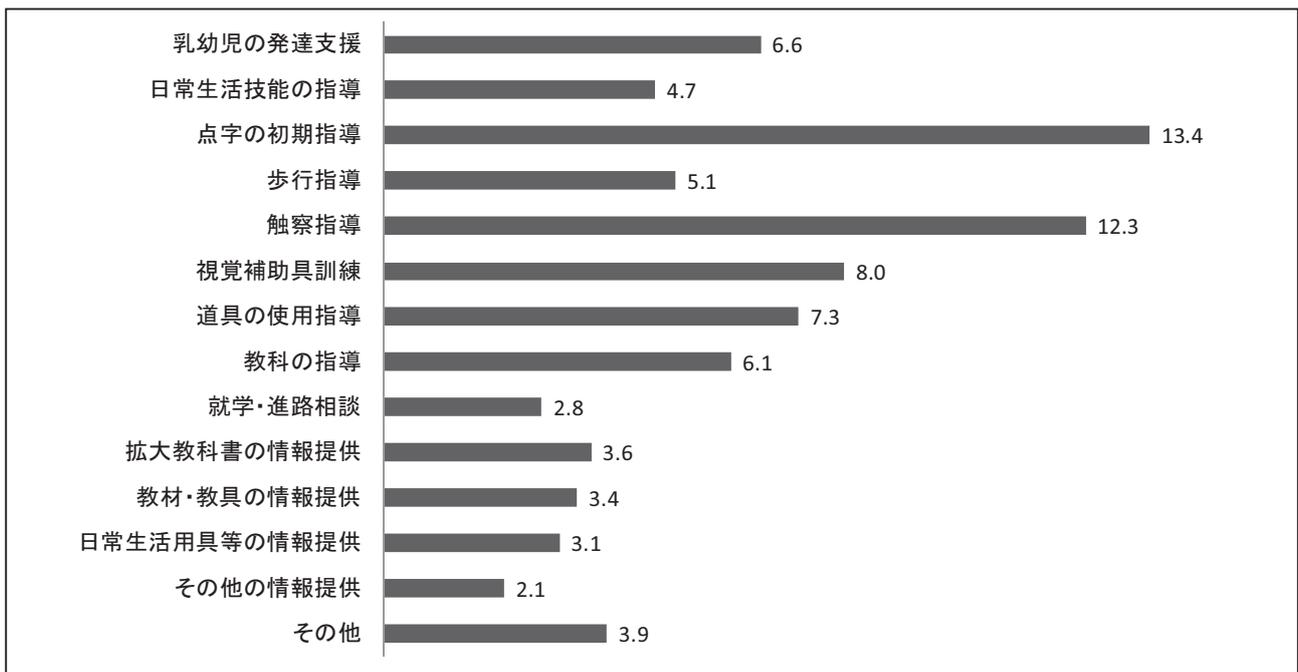


図3-16 視覚障害のある児童生徒等への支援内容ごとの平均実施回数

の3項目で、いずれも盲幼児、盲児童生徒を対象とした項目であった。このことは、盲学校以外に在籍している盲の幼児児童生徒が絶対的に少ないことが、その要因として考えられる。図3-14として「視覚障害のある児童生徒等への支援内容」を示す。

次に、支援内容の項目ごとの人数であるが、「乳幼児の発達支援」と「就学・進路相談」の2つの項目が他の項目と比べて非常に多くの値になっている。この結果は、⑦で述べたように多くの学校で乳幼児の支援を積極的に行っている事実とも一致する結果となった。

また、「就学・進路相談」については、盲学校への就学も含めて多くの相談が寄せられている状況が伺える。

この2つの項目に続くのは、「教材・教具の情報提供」、「視覚補助具訓練」、「日常生活用具等の情報提供」などで、やはり何らかの情報提供に関わる項目が多く実施されていることが分かる。図3-15として「各支援内容ごとの実施人数」を示す。

図3-16は支援内容ごとの平均実施回数を示したグラフである。これを見ると、「点字の初期指導」(13.4回)と「触察指導」(12.3回)の2項目が他の項目と比較して平均回数が多くなっている。これらの項目は、上述したように実施人数は少ない項目であるが、いずれも継続して指導・支援を行う必要がある項目であることから、盲学校として適切な支援が実施されていることが伺える。逆に平均実施回数が少なかった項目は、「就学・進路相談」、「拡大教科書の情報提供」、「教材・教具の情報提供」、「日常生活用具等の情報提供」、「その他の情報提供」となっており、いずれも情報提供に関する項目となった。

⑨ 県内(管轄地域内)の視覚障害のある児童生徒等の把握の状況

各盲学校がセンター的機能を有効に発揮して適切な地域支援を行っていくためには、各都道府県内(管轄地域内)の小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒数等を把握しておく必要がある。つまり、支援の前提として、どこに視覚障害のある子どもたちがいるのかを把握しておかなければならないと考える。

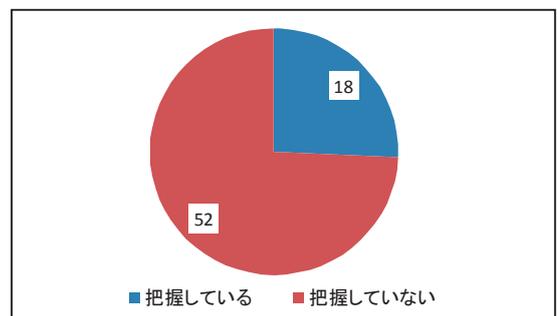


図3-17 視覚障害のある児童生徒数の把握

このことに関して、この度の調査では全体の約26%にあたる18校において、各都道府県内、あるいは管轄地域内の視覚障害のある児童生徒数等を把握しているという結果であった。見方を変えれば70%以上の盲学校では把握していないということになる。

この設問においては、「児童生徒数を把握する手続き(方法)」について、記述式で回答を得ている。これを見ると、一部には盲学校独自で県内の小・中・高等学校へ調査用紙を配布して情報収集を行っていたり、県の教育委員会から情報提供を受けているという場合があったが、その多くは弱視特別支援学級設置校一覧であったり、断片的な情報収集によるものであった。これらのことから、実際には正確に把握している学校数はもっと少ないことが推測される。ただ、各学校が、医療機関、療育機関、特別支援教育センター等との連携を図りながら、視覚障害のある児童生徒等に関する情報収集にあたっている状況が伺える結果であった。

また、「把握を困難にしている要因」の主なものとしては、通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒については、把握する方法がないこと、都道府県教育委員会では把握していたとしても、個人情報保護の観点からそれらの情報を入手することが困難になっているというものであった。図3-17として「視覚障害のある児童生徒数の把握」を示す。

⑩ 地域支援に関する特徴的な取組

各盲学校における地域支援に関する特徴的な取組について当てはまる項目を全て選択してもらった。したがって、実施校数の合計数は盲学校の設置学校数の70校(2分校を含む)とは一致しないことを断っておく。

この結果を見ると、図3-18に示したとおり、最も多くの学校で取り組んでいる特徴的

な取組は「巡回指導」と「他校と連携して相談活動等」の2項目で、それぞれ55校、46校が選択している。支援センターを設置している学校は全体の約30%にあたる20校であった。また、サテライト教室等を設置しているのは20%にあたる14校であった。

副籍や支援籍等の体制を敷いているのは5校であるが、都道府県レベルでは埼玉県、東京都、横浜市の3地区に留まっている。

また、「その他」については内容を記述していただいたが、その中から他の盲学校においても実施可能で、効果的な取組であると考えられるものを以下に示す。

- サマースクールを開催し、小・中学校等の通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒を支援したり、視覚障害教育に関する理解・啓発活動を行っている。
- 寄宿舍への宿泊を利用しながら、遠隔地の児童生徒への支援業務を行っている。
- 地域の小学校へ通う弱視児の支援のために放課後に「あいサポート教室」を開いている。
- 特定の教員が専門的にこの業務を担当するのではなく、職員全員が相談員となるように業務を分担している。
- 管轄内の各大学と連携し、学生を対象に視覚障害に関する実技講座を開き、ボランティアの養成と次世代を担う視覚障害教育を担当する教師の養成を支援している。

これを見ると、図3-18に示された項目以外にも、各盲学校において様々な工夫をしながらセンター的機能の一環としての取組を行っていることが分かる。

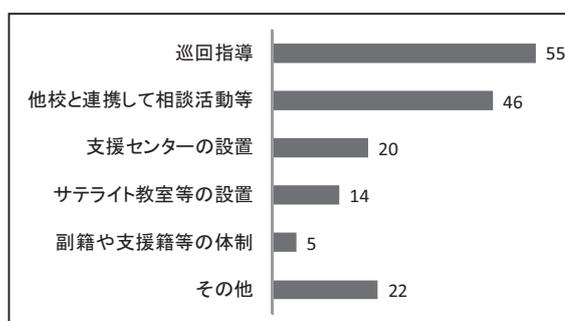


図3-18 地域支援に関する特徴的な取組

⑪センター的機能の充実に向けての課題

センター的機能の充実を図る上で課題となっている事項については自由記述として回答してもらい、ほぼ全ての学校からの回答を得た。

学校の設置状況や地理的条件等も異なっていることから、様々な事柄が課題として挙げられているが、それらを集約すると以下の諸点に整理することができる。

- ① 地域支援等を行うための視覚障害教育の指導の専門性、及びコーディネーターとしての力量の担保と人材の育成
- ② 一部の担当者に過度な負担とならないよう全校体制による取組
- ③ 地域支援、通級による指導等に関わる教員の定数外措置
- ④ 旅費等、外部支援に関わる予算の確保
- ⑤ 視覚障害のある乳幼児の早期発見と通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒の実態の把握
- ⑥ 医療機関、福祉機関、他の教育機関等の連携

これらの事柄は、表現こそ違え、多くの学校で共通している課題として記述されていたものである。

今後は、これらの課題を解決するための具体的な方策を講じ、それを全国の盲学校に周知していくことが必要であると考えられる。